

平成22年塩尻市議会6月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成22年6月18日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第6号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費

請願6月第2号 農業農村整備事業の推進に関する請願

出席委員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 金子 勝寿 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

請願者 塩尻東地区土地改良区副理事長 笠原 進 君

議会事務局職員

事務局次長 成田 均 君 庶務係事務員 若林 智彦 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから6月定例会経済建設委員会を開催いたします。本日の委員は全員出席しております。審査に入る前に理事者からごあいさつがあれば、お願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 どうもおはようございます。6月定例会の経済建設委員会を開催いただきましてありがとうございます。後ほど紹介をさせていただきますけれども、年度末異動等で4月から新体制になっておりますので、またよろしく御指導をお願いしたいと思います。当委員会には、条例案件3件、予算案件1件でございますけれども、それぞれ担当の課長等から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。経済建設ということで、非常にこういう厳しい中でございますけれども、担当分野もいろいろの事業を抱えておりますので、そんな点からまた委員の皆さんからよろしく御指導賜りますようお願いしまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、本日の日程を副委員長のほうから説明申し上げます。

副委員長 おはようございます。慎重審議をしていただいて、議案のほうは午前中に終了したいと思っております。昼食後、視察を計画しました。視察場所ですが、片丘の浄水場。老人福祉施設のある隣に、昨年でしたかね、ちょっと違った方式でつくったところがあります。それを見ていただいて、それから、これから新たにつくろうとする片丘のアスティかたおかへ行く途中のところの敷地も、車の中から見て、それからUターンをして、塩嶺方面へ向かいます。塩嶺方面の塩嶺体験学習の家というのが、いろいろ問題ありましたが、それを見ます。それから地球の宝石箱を見て、それから、今議会でも質問がありました塩嶺王城パークラインを視察したいと。今後、天候がどうなるかわかりません。激しい雨でしたら予定の変更がかなりあると思います。よろしくお願いいたします。

それから、終了後、議会主催で懇親会を予定をしております。午後5時40分から中信会館で行いますので、職員の皆様、多数ご出席をお願いいたします。以上です。

委員長 はい。それでは皆さんの御協力をお願いしたいと思います。それでは、先ほど副市長のほうからごあいさつありましたとおり、審査に入る前に4月に定期異動がありましたので、異動になった職員の紹介をお願いしたいと思います。

〔職員自己紹介〕

委員長 以上ですね。それではまたよろしくをお願いしたいと思います。なお、議案に関係ない職員は退席されても結構でありますので、そのようをお願いしたいと思います。

ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第6号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第6号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

上水道課長 それでは、議案第6号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案関係資料により御説明いたしますので、議案関係資料15ページをお願いいたします。

まず、議案関係資料の1の提案理由でございますけれども、現下の厳しい雇用、失業情勢を踏まえ、雇用保険法の一部が平成22年3月31日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

次に2の概要についてでございますけれども、失業している退職者に支給する退職手当の支給の条件について、引用しております雇用保険法の条項などを改めるものでございます。

次に3の条例の新旧対照表ですが、16ページをお願いいたします。塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条、こちらのほうは退職手当の条項になりますけれども、第14条の第6項を改正するものでございまして、右側の現行2行目から3行目にかけての同法、この同法につきましては、雇用保険法になるわけでございますけれども、同法第38条第1項各号のいずれかを、左側の改正後は、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者、に改めるものでございます。公務員の場合につきましては、雇用保険法の適用となりませんので、雇用保険料の負担も失業給付もありませんけれども、公務員を退職後、失業している場合に、雇用保険法の失業給付程度のもを保障するという趣旨でございます。退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付に満たず、一定期間失業している時は、その差額分をハローワークなどを通じて支給しようとするものでございます。

今回の改正はですね、この支給対象者でございます短期雇用特例被保険者を規定します雇用保険法第38条第1項では、短期雇用特例被保険者の定義を改正したものでございまして、改正前は、季節的に雇用される者と短期の雇用に就くことを常態とする者の二通りございましたけれども、今回の改正で、短期雇用特例被保険者につきましては、短期雇用に就くことを常態とする者が、雇用保険法の一部改正により除かれたため、条例第14条第6項を雇用保険法にならって改正するものでございます。

なお、現行におきましては、本市におきまして該当するケースはございませんが、今後、存在すること等を考えまして、今回条例を改正するものでございます。なお、必要規則におきまして、本定例会で同様に改正することとしております。

4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものとします。以上でございます。

委員長 それでは、委員より質疑を求めます。

五味東條委員 今のいわゆる短期雇用特例被保険者の対象者が今のところないということですが、例えば、市役所の職員で考えられる短期雇用特例被保険者というのは、どのような例です、例えば。

上水道課長 想定できるとすれば、期間だけで考えれば、新規採用職員で6カ月以上勤務して1年未満で退職した場合、該当してくるわけですが、ただ、雇用保険法の中で、季節的に雇用される者のうち、というぐあいに規定されておりますので、市の職員の場合は季節的に雇用されているわけじゃございませんので、やっぱり該当はないと。ですから、想定はしているものの、該当はないということが結論だと思います。以上でございます。

五味東條委員 だから、いわゆる季節的に雇用する、例えば具体的にはゴルフ場みたいにね、冬クローズしちゃったから退職して再雇用という、そういう、要するに通年それでやっている人が短期雇用特例被保険者だと思うんですね。季節的に働けないからしょうがない。自分は働きたいんだけど、会社がだめだというような。

市役所の職員にそういう人というのは、いまだかつてないじゃないかい。

上水道課長 人事課等の所管する中では、いまだかつてはございませんし、今後も発生する場合も今のところ考えられないんじゃないかというところですが、雇用保険法が今回、それに伴い改正されておりますので、条例のほうもそちらのほうにあわせたということで御理解をいただきたいと思います。

中原輝明委員 ちょっといい。このほかに、この水道に関連してほかに何かないか。水道はこれで終わりか。ほかにあるかい、何か。予算の中に出てくる。ほかにある、水道は。なきゃ、関連でちょっと。変なことを聞くじゃないが、ペットボトルだか何だか、水は今どうなっているだ。それで、水はどうなっているというのと、その原資はどのくらいかかっているの、実際、経費が。それが今どんなぐあいになっているか、ちょっと教えてくれない。

上水道課長 ペットボトルの大分水嶺の地下水でございますが、昨年度製造いたしまして、9月から販売してきたという経過がございます。年度末におきまして、まあおいしい水道水のPR。

中原輝明委員 おれの聞きたいのは、何本が今あって、経費がいくらかかってと、そういう経費だ。よっこなことは答えんでもいい。

上水道課長 1万本つくりました。1本当たりの原価が消費税込みで117円強です。という状況で、今120円で売らせていただいています。年度末におきましては、5,000本。

中原輝明委員 今、残が5,000本あるの。

上水道課長 残、約5,000本という形で、今また販路の拡大に努めているところです。ただし、5,000本がすべて昨年度。

中原輝明委員 それで、経費は幾らかかっているだ、開発の。

上水道課長 つくった金額自体は120万円弱です。1万本で120万円弱です。

中原輝明委員 それで今、残はどういう処理をしようと思ってるの。

上水道課長 基本的には、販売を開始しておりますので、販売に努めていきたいということと、水道水のおいしさのPRと市全体のPR活動を兼ねまして無償配布をしていきたいというぐあいに考えています。また、このペットボトルの水につきましては、災害時対応のですね、災害時対応ということも考えております。以上です。

中原輝明委員 それで、おれが今聞いたのは、今、話はよくわかるが、ほかに何か考えがあるようなものまで。というのはこういうこと。例えば、災害でも何でもいいが、もうそれは処理したほうが早いだ。売るのを、残したっていけねで。売れるか、売れないかわからないようなものを。早く処理してみんなから飲んでもらったほうがいいってことを言いたいわけさ。皆さんは、えらい、まだこれから何とかして売りたいなんて言わないで、こんなものどこかで処理するでしょう、皆さん。だで、処理をするならするって言えばいいだ、きょう。

上水道課長 今現在もですね、各部門でイベント等ある場合については、お申し出していただく中で配布のほうもさせていただいています。昨年度、ほとんどはそういう形で配布したという経過です。ただ、やはりうちのほうも企業会計でやっているところがあるものですから、もし予算計上して、ある程度の支出ができるころでは、原価を割ってもいいですからお買い求めいただければありがたいと。ただし、市の本当のイベント、代表するイベント等につきましては、協力は惜しむつもりもございませんし、今までも無償配布はさせていただいています。

中原輝明委員 それと、おれの言いたいのはさ、美辞麗句を並べなんでもいいが、やっぱり大イベントに使っちゃってさ、そこで評判が良ければつくりゃいいしさ、いけなきゃ、おくだ、そういうことだよ。それだで、今課長の言うことはよくわかるだよ。よく収入を得なきゃいけねというのは、それは企業なんだから決まったことだよ。その時の企業なら、ほかのことも企業ということを書いてもらいたがさ、その時だけなんて言わなで。ぜひ早く消化して、次の段階を考えてほしいという、それは要望しておくで。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第7号塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

商工課長 まず、議案第7号の説明に入らせていただく前に、資料を配付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 はい。それでは事務局のほうで資料の配付をお願いします。

商工課長 それでは、議案第7号塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する内容についての説明をさせていただきます。議案関係資料の17、18ページになります。主に、今ほど配付させていただいた参考資料を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、改正の提案理由でございますけれども、えんぱーくやウイングロードビルの利用促進や活性化を図るために、大門駐車場を利用する市民の皆さんの利便性を向上させることを目的として、駐車場の使用料について定めた別表について、ただいまお配りした資料がそれでございますけれども、それを改正する内容でございます。

改正の内容につきましては、お配りしました説明資料の3番目のところに特別駐車券による駐車という欄がございます。ここの使用料の一番下に1カ月1台分の区画について1万円という欄が入っておりますけれども、この部分の欄を付け加えたものでございます。この特別駐車券というのは、特定商業者として認定を受けた場合に使用するものでございます。この特定商業者というものは、駐車場の経営のために必要な団体や、にぎわいや交流のまちづくり振興を行う団体、例えば、えんぱーくだとか商業者等を示すわけでございますけれども、これを市長が認定するものでございます。

特別駐車券というのは、実際に駐車場を利用する人にかわってその駐車場使用料を負担することを、あらかじめ確約した駐車券のことを示します。特定商業者等が特別駐車券を利用する場合、すなわち、駐車場を利用する方の立場になれば、駐車場使用料が無料のサービスも受けられるというものでございますけれども、その使用料相当分の算定方法について、先ほど付け加えた方法を新たに加えたいという内容でございます。従来は、駐車す

る各車、自動車1台1台ごとに、利用時間の単位に応じてその利用料相当額を算定させていただいております。これに、新たに加えて、特定商業者ごとに利用予定される駐車場利用台数に応じて、必要駐車数をあらかじめ予定して、その数量に応じて、1月単位、1台分の区画スペースで1万円の使用料の負担をお願いするという内容になります。その部分を新たに付け加えさせていただきたいということです。

このことによりまして、特別駐車券を利用する特定商業者は、使用料負担を従来よりも低減することができますし、市民にとりましては、現在も行われております無料サービスを継続して利用できるという恩恵が引き続き受けられるというものでございます。また、市営駐車場にとっては、本来の設置目的でありますところの目的に寄与することができますし、一時的には、大変経営的には厳しい状況になりますけれども、駐車場経営の継続的な維持を見込むことができるという内容であります。

続きまして、次に資料の一番下の欄に定期駐車という欄がございます。定期駐車による駐車、すなわち、月を単位として駐車する、いわゆる月決め駐車場でございますけれども、各駐車場に設置された料金の端数の部分、100円未満の部分を整えたいというもので、今まで3,050円だったものを3,000円、5,090円だったものを5,000円、1万190円だったものを1万円という形で整備をさせていただきたいという内容であります。この金額につきましては、市民の皆さんから、この設定そのものも金額の根拠と言いますか、内容が非常にわかりづらいという御意見をいただいておりますので、この際、整備をさせていただきたいという内容であります。

なお、この改正条例につきましては、平成22年7月1日より施行するというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきます。お願いいたします。

委員長 委員から質疑がありましたら。

丸山寿子委員 済みません、まず最初に、特別駐車券による駐車をする特定商業者等っておりますけど、具体的にわかりやすく言うと、どんな内容がちょっと教えてください。

商工課長 現在でいきますと、ウイングロードビルに従来入店をしていたイトーヨーカドーさんとか、アップルランドさん等も入りますし、それから、今度、交流センターとか、あるいは、これから新たに申請をさせていただいてこういった制度をお使いいただく商業者や事業者が該当するものというふうに考えております。その都度、内容等を検討させていただいて、市長が認定をするという形にはなります。

丸山寿子委員 あと、定期駐車の方なんですけれども、一番下の欄のその他の駐車場所とありますけれど、これは具体的にどこのことを言うのかということと、それから、定期的な安定のために市の職員も駐車場、借りてなかったかなと思って、屋上なんか、ちょっとわからないんですけど、その辺、今どうなっていますか。

商工課長 最初の質問のその他の駐車場というのは、上の(1)(2)の中で、それぞれ指定場所が決まっておりますけれども、市営駐車場内の中であれば、どの場所にも御自身の選択の中でとめていただいて結構だというものであります。実際には、現在それを利用されている方はおいでになりません。

それから、2つ目の、市の職員は、現在この大門駐車場の中にはいわゆる通勤用の駐車をしている者のケースはございません。今後も、今のところ予定はしておりません。

丸山寿子委員 あと、今まで市営駐車場であった部分と、それから旧イトーヨーカドーのほうの駐車場っていうのがあるわけですけど、旧イトーヨーカドーのほうの、らせんのほうの駐車場に関しては、どういうふうな位

置づけになるんですか。

商工課長 それぞれ、建物がそれぞれ分離して別々の建物になっておりまして、管理上のいろんな、防犯上だとか安全上の管理がそれぞれ別の経路になっておりますので、現実的には、それぞれ、大門駐車場の建物は大門駐車場の建物としてこの駐車場会計の中で管理し、ウイングロードビルの駐車場は、現実には振興公社が委託を受けますので、そちらのほうで管理をしていただくこととなりますが、実際の運用の中では、それぞれの建物がそれぞれの階でつながっている部分もございますし、出入りの関係も、例えば市営駐車場から入ってウイングロード側から出る、あるいは、その逆のケースもございますので、そこについてはお互いに協定を結びまして、市民の皆さんが円滑に利用できるような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。ただし、市営駐車場は24時間経営を予定しておりますし、ウイングロードビルは、夜間については閉鎖することがございますので、その部分については事前に告知等を十分しながら、利用者の方に迷惑のかからないような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

丸山寿子委員 旧イトーヨーカドーのほうの駐車場に関しては、名称はどんなふうな名称になるのか、今わかりましたら。

商工課長 確固たる名称を、固有名詞みたいな形で確定したものはございませんけれど、私どもはウイングロードビル駐車場というふうに呼ばせていただいております。

丸山寿子委員 前のヨーカドーのらせんの駐車場というようなイメージで、市民の人たちはいると思うんですけど、どの辺が市営駐車場だとか、形態がどういうふうになるんだろうという、ちょっとわかりにくい部分があると思いますので、修理するという話だったんですけど、市が管理しているとか、どこが管理しているとか、そういうところって、なかなかすぐわかりにくい部分もあるかと思うので、その辺わかりやすく今のお話があったように、利用の時間等も含めてなんですけど、一般の人からはなかなかわからない部分をわかりやすくしていただくようお願いしたいと思います。

柴田博委員 特別駐車券による駐車の場合ですけれども、今回新設される月決めの場合と、あと、今までどおり、昼間午前8時から午後9時半までに駐車した場合の、その区分けと言いますか、判定というか、それはどのようにするわけですか。

商工課長 特別駐車券による駐車は、従来どおり、利用される方から見れば、入り口で入られる時に駐車カードをいただいちゃって、それぞれの御利用いただくところの場所で、店舗あるいはえんぱーくのような施設の中で御利用いただいた時に認証をいただいて、帰る時にまた精算のところの機械に入れていただく。その利用形態については従来と変わりはありません。ただ、裏の管理上のものについては、わけさせていただくということになります。

柴田博委員 そのわけ方。例えば、ある業者さんが月決めで10台借りていたとして、その時、瞬間的に例えば15台、そのお店の分として駐車してたら、その5台分は今までどおりのあれになるのか、それとも延べ台数が何かで、10台分をどういうふうに計算するのか、その辺について。

商工課長 今回設定させていただいた駐車場の料金の設定の方法につきましては、あらかじめ想定できる駐車台数を予定させていただいて、例えば今おっしゃるように、年間の収容人口だとか、利用度、それからお客様が何人ぐらいを入れて、車に乗ってくるのかとかいう、そういうものを事前に設定させていただいて、月10台分な

ら10台分という形で料金をいただく中で対応させていただくという内容でしていきたいと思います。たまたまピーク時に、10台設定したものが15台入る可能性も当然ありますけども、それはその中で運用をしていただくということで対応していきたいというふうに考えております。

柴田博委員 そうすると、初めに年間で契約した時の台数以上であっても、それ以上の料金はもらわないということですか。

商工課長 現行の中ではそういう形でございますけれども、逆に、10台設定してあっても1台しか入っていない時間もありますし、全く入っていない時間もありますので、年間の利用台数等々の中で妥当な数字を計算上出させていただくということと、それから、利用状況に応じましてですね、毎月というわけにはいきませんが、見直しを、10台なら10台という契約の台数を見直しはさせていただくつもりであります。

五味東條委員 これ、例えば買い物なんかなくて、全然だった場合には、30分以内で帰ってきた場合には、無料にはならないわけか。

商工課長 今お話ししたのは、特定事業者等という方が御利用いただく、店舗だとか施設等を御利用いただく場合でございます。全く、言うなれば、私用と言ったらおかしいんですけども、それ以外の利用の方については、一番上の表の30分120円という料金体系の中で、現金で、駐車場を出る時にお支払いをしていただくという内容が該当するか、あるいは、回数券を使うとか、そんなような形が一般的なケースとして考えられると思います。

五味東條委員 30分以内で、例えば、なっても、120円払わなきゃいけないってことだね。

商工課長 条例上、30分以内という表現をさせていただいておりますので、行ってすぐ帰ってもですね、今おっしゃるとおりになるということでございます。

柴田博委員 今の後から配られた資料ですけども、一般駐車、回数券、特別駐車、定期駐車、それぞれの料金収入の割合等がわかれば、ちょっと教えてください。

商工課長 平成21年度の決算状況で説明をさせていただきますと、定期駐車が約1,048万円、それから従来の特別駐車で3,976万円、それから一般駐車でも回数券も含めまして570万円余となります。あわせて約5,540万円ぐらいの駐車料収入があったという内容でございます。

丸山寿子委員 済みません、今の30分以内ということなんですけど、今まで、例えば10分以内とかだったらただで出られたという、言い方は変ですけど、例えば車いす用の駐車場所にとめたくて、私、自分が経験あるんですけど、とめたくて行ったらそこにもう、お盆の時だったので混んでいてとめられなくて、また出口のところへ出たら、ああ、それはいいですよ、出てくださいと言われて、また別の階に移動したということがあったんですけど、その辺は、ただ出てきた場合。

商業労政係長 今の駐車場の入場券を取って、入ってすぐ出たというケースなんですけども、一応システム上は、間違えて入ってしまってそのまま駐車せずに出た場合は、一応そういうケースの場合は、誤作動を防ぐために費用がかからずに出られるケースがあります。それは、ごく短時間のケースの場合で、多分、委員の御指摘の部分については、担当者のほうの判断で行ったのではないかなというふうに理解しております。

丸山寿子委員 そうですね、機械のほうでなくて、窓口にいるほうに行って渡したら、すぐなのでいいですということを出してもらったんですけど、でも、とにかく車いすなんかだと、本当にとめられなかったら、も

うそこにはとめられないので本当にすぐ出るんですけどね。そういうあれだけ、どうなんですかね。それと、人は必ずしもいない場合もあって、機械しか作動してない時もあるんですけど、その辺は。

商業労政係長 今の機械のほうの話ですけれども、それについては、先ほど話をしたとおり、入って駐車せずに出た場合は、出れるという機械設定にはなっていると思いますが、その中で、どこまでをその時間設定をするかという非常に難しい問題がありますので、現行的には、入ってそのまま出たケースの場合だけは、駐車料金がかからないような設定にはしてあります。ただし、一たん駐車をしてしまうと、どうしても時間経過が入ってしまって、ほかのお客さんとの兼ねあいもありますので、なかなかそういう設定は難しくなります。ただし、人がいるケースの場合については、そちらのほうの職員の判断で、そういうケースはあろうかというふうに思います。

中原輝明委員 ちょっと関連で。ちょっと聞きたいんだけど、例えば相澤病院あたりへ行くと、入れてくりゃ30分はただだが。その機械とここのは違うだなあ。ただ、よく考えてみ、皆さん、行って30分以内にただ出たって、人が来ることはいいことじゃないか。とにかく30円取られるわけだな、どっちでも入りゃ。120円な。これは、よく考えて、病院だってそういうことだぜ、やい。入れてさ、それで30分以内ならただ、おあいそさん気をつけてと、こういうことだわ。気をつけてなんていうけど、気をつけて銭払って言うわな。これは皆さんあれだし、やっぱし人のことを考えてやらなきゃだめだな。おい副市長、このくれあれだぞ、人ごじやないぞ。

経済事業部長 30分以内でも、ちゃんと買い物をすれば、特定商業者等のところで買い物をしたり、今回の市民交流センターへ行ってそこで利用して、例えば本を返してですね、交流センターのほうの読み取り機でやって30分以内で出れば、それは無料になりますので。何らかの商業施設等を利用すれば無料になるということでございます。そういうことで。

中原輝明委員 そういうことって、手前たちは決めて出したで、そういうことで通そうと思っているが、いけないことは直さなきゃいけないじゃないか。

委員長 1点だけ、駅前のあれは、30分以内無料にセットしてあるがせ、そういうセットはできないかということ言ってるだよね。そういうセットはできるかという。

商工課長 駐車場システムそのものの機能からいきますと、今、委員長さんがおっしゃるとおり、駅前の駐車場がそういう形になっておりますので、可能ではございますけれども、本来、大門駐車場につきましては、商店街の活性化とか、あるいは、市民交流センター等の、そういったにぎわいのまちづくりのためという条例上の目的もございまして、特別駐車券という制度を設けながら集客を図っていきたいという内容でございまして、30分以内のものにつきましても有料という形で設定させていただいて、条例制定以来、こんな形で取り組みをさせていただいているという状況でございます。

中原輝明委員 それはまた反対のようなことになっちゃうがさ、活性化するには、金かからないほうが活性化だよ。金とって活性化なんてできないよ。いいかい、そこが問題のときさ。皆さん、金とって活性化なんて、とんでもない話だ。30分以内なんていいじゃん、無料にしたって。それが活性化だよ、違うだ。これ良くなんかならんよ、絶対に、こんなことしてりゃ。

副市長 まあいろんな考え方がありましてですね、30分以内無料というような考え方も確かにあると思います。ただ、今までもそういうことで30分以内120円というお金をいただいておりますので、今後ともそれは

一応継続させていただきたい。ただ、実際にはですね、入ってすぐ出るような場合には、とっていないと言っていましたけれども、運用でやっていると思います。それから、必ず商店を利用したりすると、そこで判こをついてもらったりして、それは全部無料ですので、無料というか、それは商店が払ってるんですけども、そういうことをやらさせていただいていますので、駅前とはちょっと違うと思いますのでね、利用形態が。だから、ほかの、例えば松本ほうのところでも、そんなようなことでやってると思いますし、これは市街地の中のそういう駐車場ということですので、今のところは一応30分以内の一応120円いただくという考え方です。ただ、将来的にももう少し駐車場経営とかいろいろ考える中でというような検討は必要だろうと思いますけれども、今すぐやるということではないということで、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

中原輝明委員 何だか。またそう言えば、また反発したくなっちゃうがさ。それはよくわかるけども、やっぱり活性化というのは、原点は人が来て、そして多くの人から利用してもらって、そして店へ入って見るだけでもいいだよ、人が出入りすれば、基本的には、にぎわいになるんだよ。そういうことだとすると、やっぱりそういうものは、120円払わなくても30分以内なら無料でいいというようなことを少し考えなきゃさ。皆さんはよく、議会と相談して、議会と相談なんてものじゃない、先出してきたで言うこと聞けと、こういうことだでな。ちょっと待って、みんなそうじゃん。議会と相談なんて、相談というのはその前段の話だよ、実際は、副市長もよく議会と相談してと、相談するなんてもんじゃない、出てきた時には相談じゃないよ、決定だよ。それを押すっきりじゃん、皆さんは。だから、何でも議会の言うことは聞かないだよ。で、おれの言いたいのは、こうやって意見が出たことを、その次に生かさないでいけない、おれが言うのは、そうじゃん。ただ、皆さん、内輪で決めておいて、議会でどこで相談したか、一回もないわ。出してきたで聞かなきゃだめだ。議会と相談するのは、前段に、こういう問題があつてこうしたいが、無料にするか、どうすりゃいいかって、その相談がないじゃん、一度も。これは原点だよ。今の決定したことに対してはいろいろ言いたくないが、議会と相談してという皆さんの言葉は、相談は前段に、ものをこうやって出す時に、こうしたいがどうだかというのが相談、わかる。これだって、みんな職員そういうことだぞ。

副市長 相談申し上げたいということを言いますけれども、相談はさせていただくつもりです。御意見もいただいているつもりです。全員協議会とか委員会とか、協議会とか、そういう機会を利用させていただいていますし。これは、一応うちのほうの案として御提案申し上げているわけでございますので、今、中原委員さんから、まあ無料にして人を呼び集めるほうがいいじゃないかという貴重な御意見をいただいていますので、それは十分これから検討していくということではないのかなと。ただ、現在、この駐車場会計、今回お願いした駐車場の条例のところは、店舗等々の関係もございまして、特別駐車券による駐車のところをつくっていきたいということを入れたいということだけなんですよね。今までどおり運営してきている中で駐車場会計も何とかやってきているものですから、そういう中では、ほかのところの見直しはもう少し送りたいということで、今回はその新規の分を入れさせてもらいたいということです。

ただ、実際に市民の皆さんその、例えば、今度、交流センター、えんぱーくのほうへ入っていただいたり、商店のほうへ、ウイングロードビルの商店だけじゃなくてですね、大門商店街で例えばそういう契約してあるところで御利用いただければ、それは無料になりますので、そういう面でやっぱり、逆に言ったら、大門商店街の皆さんももう少し駐車場の券を買っていただいて、そういう利便性を高めていくということも重要じゃないかな

と思います。そういうことから考えると、いきなりこれを30分全部無料にすることがいいのかどうなのかというのは、十分検討に値することではないのかなと思いますので、貴重な御意見ですので、今後とも参考にさせていただいて、今回はこれでやらせてほしいと思いますけれども、これは委員さん方のお考えもありますのでよろしくお願ひいたします。

五味東條委員 今回の副市長の言葉なんだけれどね、例えば、井上なんかでも行くと、30分無料だよ、一般駐車場ね。例えば市営駐車場なんかで、例えば入って、はっきり言って女衆なんかは結構時間かけて買い物してるんだけど、私なんかは買い物に行くと、例えば何かほしいものがあったらすぐ行って、場合によってはなかった場合があるわね。やあ、いけねわ、こんな全然なかったわな、と行って帰ってきて、それで120円取られりゃね、やっぱりちょっとむかつくだよ、はっきり言やね。だで、要するに買い物へ行ってのことで印鑑をもらうんだけど、入っただけで、そのとこに印鑑をもらえるかと言えば、買い物してないんだからもらえないんだから、やっぱりいわゆる、買うものが目的で行って、なければすぐ帰るような時のね、だから、私が今、30分以内は、じゃあ取るのかなと言って質問したんだけど。そういう形態というのは結構あって、私もちょっと不愉快な思いをしたこともあるし、ほかのお客さんからもそういうことを言われてるんですよ。特に、女性なんかは結構時間をかけて買い物をするんだけど、男の場合はもう、目的があって、なければすぐ帰るというような形なもんですからね。これはやっぱりそういうこともちょっと検討してもらいたいなと思います。

丸山寿子委員 今回は、もしこれならこれで、市民の声を聞いてもらうとしても、よく今、買い物する女性という、五味委員のほうから声が出ましたけれど、女性の心理とすれば、30分無料と思って入っても、やはりつい買い物して、30分で用事を足して帰ってくるということは、そうないので、ああ、やっぱりもう30分超えてしまうからしっかり買い物して帰ろうというふうに、むしろなるというふうに思います。で、八十二銀行なんかの駐車場も利用しても、結局ちょっとほかの用事も足してと思って買い物のほうに入ってしまうと超えてしまうから、やはり最初から市営駐車場のほうにとめて買い物をしてとか、銀行のほうの用事も足してとかいうようなふうにするのではないかなというふうに思いますので、先ほどの障害者用駐車場のことも含めて、なかなか表示してそれがわかりやすいかという、わかりにくいところもあって、私の意見とすれば、30分無料とした中で、むしろ、それを絶対時間を超えてしまうので買い物をして帰るということのほうが、効果があるのではないかなというふうに私は感じていますので、一応意見として出しておきます。

柴田博委員 先ほど、一般駐車場の場合で年間570万円ということですけど、その内訳として、例えば利用時間ごとの頻度とかというのはわかりますか。例えば、30分だったら、そこまでの人は何台ぐらい、1時間の人は何台ぐらい、3時間以上は何台ぐらいとかというのが、もしそういうデータを取っていただければ教えてください。

商工課長 精算機のデータの中で確認することはできますけど、今現在、ここに手元に資料がございませんので、数字はお答えできません。

柴田博委員 ということは、一般駐車については、そこまでは全然、今までもここについてはしてないってことだよ。

商工課長 たまたま現金で精算する駐車場の利用時間というのは、手元に数字がございませんのでわかりませんが、今までの経過の中では、大体一人当たりの所要時間というのは、おおむね50分から1時間くらいの方が、すべてではございませんけれども、ありませんので、大体一人当たりが、買い物をして帰られるという

平均的なものはそのくらいになっているかなというふうに思っております。もちろん長い方もおいでになりますし、特別駐車券になりますと、従来も3時間無料という形で対応させていただいておりますので、買い物も1時間していただいて、あと、例えば銀行によっていただいたりとか、もろもろの所用を足していただければですね、十分ゆったりとした時間の中で御利用いただける設定を、特別駐車券についてはございますけれども、対応していきたいというふうに考えております。

柴田博委員 一般駐車の場合であっても、そういうことがわかれば、今の30分無料にするかどうかという話も含めて、例えばそういう人がたくさんいれば、そういうことも考えなきゃいけないけど、一般駐車の場合には、例えば3時間以上が多いですよということになれば、あまり関係ないということにもつながるんで、そういう検討もできたらしていただければというふうに思います。

中原巳年男委員 今の柴田委員のと同じ部分もあるんですが、多分、一般、回数券、あわせて570万円で、回数券が大体どのくらい出ているかってわかれば、そうすると、30分以内というのも機械で判定できるでしょうし、数はそんなにないんじゃないかなというふうに思うので、それと、それよりも、大門の今までのヨーカド一等に入っている特別駐車券、あのビル以外の大門の商店街ってどのくらいになってますか、回数券なり、特別駐車券を利用している一般の商店。

商工課長 基本的には、大門の一般の商店の皆さんでお使いのケースは、今までで数件あったくらいであります。御利用いただく商店ですね、ほとんどがウイングロードビルの入店をされているところの利用であって、従来なかなか、正直言って、地元の小規模の商業者の皆さんが御利用し難いと言ったらおかしいんですが、施設であったことも事実でありますので、今回この改善も図ってまいりたいというふうに考えているところであります。それから、回数券の収入はですね、年間で、回数券の収入は非常に少なく、収入の金額でいきますと7万円、7万円をちょっと超えるくらいの収入しか、回数券での使用はございませんでした。平成21年度の決算です。

中原巳年男委員 これは、これからの検討材料にしてもらえばと思うんですが、大門の小規模の商店の人たちが市営駐車場を利用しやすくする方法、例えばここに回数券、通常回数券30分11枚で1,220円ですか、となっているのを、特別割引価格で一般の商店でも、仮に半額でもいいかな、極端ことを言えば、そうすれば、路上駐車も減るだろうし、ウイングロードビルだけじゃなくてその周辺の商店に買い物に行く人もとめやすいよな、何か方法というか料金体系、そういうものを考えていただければということだと思いますので、よろしく。

商工課長 今回、特定商業者の中に特別駐車券という項目を入れましたのは、今、委員さんがおっしゃったとおりですね、地元の小規模の商店街と、商店の方とは限らず事業者も含めてなんですけども、特定商業者としての位置づけを取っていただいてですね、ぜひ特別駐車券を、それをやるには割引ライターという機械を購入していただかなきゃいけないんですけども、これも今リリースの方法を検討させていただきますけれども、それを利用することによって、ざっくり言えば、月決め駐車場を御自身で確保していただいてお店に来る方ですね、そのくらいの負担の中で対応できるくらいのものを、この中で対応できるのではないかとということも想定しながら、個別の商店によってお客さんの数も利用時間も違いますので一概には言えませんけれども、そういうことも考慮した中でさせていただきます。

中原輝明委員 ちょっと教えてくれない。市営駐車場の償還は今どんなくあいになっているの、あと。残金は

どのくらいになってるの。

商工課長 平成22年3月で、前年度末の状況でございますけれども、企業債の未償還金額が1億800万円でございます。これにつきましては、平成25年までに償還をする計画で今進めておりますので、毎年、4,260万円ですが、償還させていただいておりますので、あと平成22年、23年で、24年に半分で償還が終了する予定でいます。それから、市の一般会計からの駐車場会計の借入金で2億4,000万円でございます。これにつきましては、企業債の償還が終わった後ですね、今の私どもの計画ですと、毎年1,400万円の中で年次を組みまして、一般会計への償還を進めていきたいというふうな計画を持っております。

中原輝明委員 これは、何年償還だったかい、あれは林の時だでな、始まったのは、長いぞ。そんなにまだ残ってるのか、3億円も4億円もあるだ、まだ。そんなにあるかい。

商工課長 年次計画の中です。

中原輝明委員 ちょっと待って。当初の経費は幾ら借りてあったか、その時。

商工課長 確か7億円ぐらいということで貸していただいております。

中原輝明委員 7億円で、今4億円もある、まだ。市からも借りてるぞら。

商工課長 今のは企業債の話です。

中原輝明委員 企業債で、それじゃあ市から。企業債はそれで切れるわけ、1億幾らで。

経済事業部長 ちょっと整理します。17年前にですね、ヨーカドーがオープンした時に一緒に市営駐車場をオープンしました。その時に7億4,000万円ぐらいの企業債を借りて、それを20年間で返済していく計画を立てまして、あと残り3年残っています。その残金は1億円です。7億4,000万円のうち、もう6億4,000万円ぐらいを返しまして、残りは1億円ということです。これは、あと3年間で返せる見込が立っております。それからもう一つは、運営するのに駐車料金をいただいていたんですけど、なかなか経営が、毎年4,000万円からの企業債を返済してましたので、非常に厳しくてですね、市のほうから、年によって若干の違いはありますが、1,000万円とか2,000万円ぐらいずつ毎年長期の借入金をさせていただいて、市のほうから企業会計に借りているお金が、今現在で2億4,000万円ぐらい残っています。借入れが、まだ市に対して残っていると。企業会計から見ると。

中原輝明委員 企業債含めて3億円あるわな。

経済事業部長 3億4,000万円ぐらい。で、企業債は、あと3年で返済できます。そこで大きな返済が終わりますので、市のほうは、少し期間は長くなりますけれども、ここで諸経費を含めると、毎年二千数百万円ぐらいずつ、いわゆる市のほうの返済に充てられるお金が出てきますので、市のほうにも、ちょっと時間は十何年ぐらいかかるかもしれないですが、2億4,000万円と言いますか、いわゆる借りたものについては返済ができていくと、そういう今予定です。ちょっと、また計画で頑張っておりますので。

中原輝明委員 何だかわからんが、はいはい。

委員長 ほかにないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、ここで質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め。

〔「異議あり」の声あり〕

委員長 異議あり、はい、五味委員。

五味東條委員 今の30分以内無料というのをさ、要は、ただそのまま認めるじゃなくてさ。

委員長 討論の時に言っておかなきゃ。討論終わっちゃったんだからさ、また討論に戻さなきゃいけないじゃん、ね。

五味東條委員 だから、単なるそのまま認めるということじゃなくてさ、意見として出すなり、委員会としてその辺はあれだと思うよ、おれ。言っておかなきゃまずいと思うよ。

柴田博委員 それはでも、今回の議案とは関係ない話だから。

五味東條委員 30分以内のこれ。

柴田博委員 それは議案には関係しない。関係しているのは、月決め1台1万円というやつを新しくつくるということについてどうかという話だから。

委員長 それも含めてさね、要望事項に入れるというようなことをしてやるということにしないと。一応今回のこの体系については、条例を一応認めるということについては、討論の中で、反対するなら。

五味東條委員 だから、要するに委員会の要望事項として、そういう意見があったということ強く言っておいてください。

委員長 それでは、それを含めて、委員長報告をそのようにしておきます。

柴田博委員 全体的としてじゃなくて、そういう意見もあったということにしてもらわないと。

委員長 一応今、第7号については全員一致について認めるということで処理して、今のことについては、委員長報告の中でこういう意見もありましたということをつけ加えておきますので、そういうことで議案第7号の塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。では、次に移ります。

議案第8号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

委員長 議案第8号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

下水道課長 お願いします。議案第8号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例ですけども、これにつきましては、議案関係資料集の19ページのほうで御説明いたしますのでよろしくをお願いします。議案関係資料集の19ページをお願いします。

提案理由ですけども、下水道排水設備工事責任技術者の登録手続きが、市から長野県下水道公社へ移行することに伴い必要な改正を行うものでございます。

概要ですけども、下水道排水設備工事責任技術者の登録手続きに関する規定を削るものなどであります。

条例の新旧対照表ですけども、次ページの20ページ以降をお願いします。20ページ第2条ですけども、第2条の14項に、「責任技術者、財団法人長野県下水道公社（以下、「公社」）が実施する下水道排水設備工事責

任技術者資格認定共通試験に合格した者で公社の責任技術者登録名簿に登録された者をいう。」を追加するものであります。第7条につきましては、関係する条例内容の整備に伴うものでありますのでお願いします。第9条は、現行では、排水設備工事責任者を責任技術者と改めるものでありまして、第9条の字句の訂正を行うものであります。第3項に、「責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に公社が交付した下水道排水設備工事責任技術者証を携帯し、市の職員その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。」を追加するものであります。第10条から13条につきましては、削除するものでありますのでお願いします。次ページをお願いします。第35条の6項ですけれども、下から3行目から4行目にかけてですけれども、字句の訂正を行うものであります。23ページ、第43条ですけれども、これも字句の訂正を行うものでありますので、よろしくお願いします。その下の、下水道表中の字句の訂正とあわせまして、現行の右の表ですけれども、3段目になります。ページの右下ですけれども、及び、次ページをお願いします。24ページの現行の中の表の4番目です。を、それぞれ削除するものでありますので、よろしくお願いします。第48条につきましては、字句の訂正を行うものでありますので、よろしくお願いします。

なお、この条例の施行につきましては、平成22年の12月1日から施行するとしておりますので、よろしくお願いします。私のほうの説明は以上であります。

委員長 それでは、委員より質疑を求めます。

柴田博委員 登録の手続きが市から下水道公社へ移行されるということですが、その移行される理由は、どういう理由づけになるのでしょうか。

下水道課長 主な理由は、現在、各市町村ごとに登録をそれぞれしております。ですが、県内の統一の試験でやっておりますので、各市町村にそれぞれまたがって登録している業者も大勢おるものですから、その統一を図るということと、市町村の窓口の一本化によります簡素化を図りたいということをお願いしているものでございます。技術者の登録につきましては、5年の任期で行っております。毎年、試験のそれぞれの違いはありますけれども、更新の手続きがありますもので、その更新の手続きを一本化することで統一するものであります。よろしくお願いします。

柴田博委員 下水道公社のほうとしては、別に今回の改正によって仕事がふえるとかいうことはないわけですか。今までの登録を受け付けていた、市のほうは、市で独自に登録して受け付けていたやつを公社の名簿にあれば、そのまますぐにそれでいいですね、という形になるわけだよね。

下水道課長 公社のほうは試験を統一してやっていた形だものですから、各市町村でそれぞれ登録をしております。そのバラバラというか、各市町村で事業者になれば何カ所も登録している業者があるものから、それを一本に統一して県のほうとあわせるという形です。

柴田博委員 公社のほうとして、例えば、そういうことを今度やるから、それぞれ市町村から、例えば塩尻市から幾ら、分担金みたいな感じでそういうものを支払うような、そういうことは生じるわけですか。

下水道課長 係長のほうから説明いたします。

業務係長 特にそれはありません。

中原輝明委員 ちょっといい、関連で。この公社たるものは、どんな人間がいるだや。公社の親方はだれだい。大体は、刷新だか何だかあそこでやってるがさ、そんな連中に、あれじゃん、天下りじゃねえか、みんな。これ

は本当だぞ。こういうことをしっかりしなきゃ。県の天下りつきりじゃねえか。そして威張っててさ。どういう人がなっているだ、一体。やい、そのくらいのことは指摘しろ、そういう話があったって言って。財団なんてものは本当に天下りだぞ、ここは。親方はだれだかわからねえか。

業務係長 今の公社の親方は、副知事になっております。

中原輝明委員 副知事が財団の親方。

業務係長 公社です。

中原輝明委員 公社の。ほお、そこらはいろんな、これからやってかなきゃいけねわな。しっかりしてもらわなきゃ。まあそういうわけだ、それだけだ。

永井泰仁委員 現在、資格を所有されている責任技術者というのは、市内で大体どのくらいいるんでしょう。

下水道課長 市内の責任技術者は、今330人おります。

永井泰仁委員 この資格者からとってみると、今まで自分の市へ来て更新手続きや何か済んだのが、今度は県の公社ということで、そういう皆さんから見ると、えらいメリットになることでは、私はないような感じがするんですが、これは本当に、ただ試験とかそういうものの更新手続きだとか交付が県の下水道公社で行われるということだけで、市町村とか、資格者個人の負担金がふえるとか、そういうことはないですか。

下水道課長 現在のところ、個人の負担はふえません。各市町村で登録してました、新規で5,000円、技術責任者の更新で3,000円いただいていたものが、そのまま県の統一で一本になるものですから、逆に技術者のほうは経費軽減になると思います。

永井泰仁委員 そうすると、市の下水道課の職員の仕事は、少しこの分は減るという見解でよろしいですね。

下水道課長 そのとおりだと思います。

中原輝明委員 なぜ12月までもっていっちゃうだ、これ。きょうここでやっている。それなら、12月に出したっていいじゃん。

下水道課長 先ほども言いましたけれど、市内でも330人の登録がおりまして、更新される方は、現在で更新できる方は11月30日までの更新期間があるものですから。それと、ことし更新される方は、その中でも、予定としては十何件なんですけども、そういうのがあるものですから、全部、周知の期間と、市で持っているデータを県に全部集めて12月から施行しようという形だもんですから、どうしても準備期間がほしいということで12月1日を施行とさせていただいたというものでございます。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論はないようですので、議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。この際、10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

**議案第12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項
商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費**

委員長 議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)について説明を求めます。

それでは、農林水産業費から説明を求めます。

農林課長 それでは、議案第12号、説明資料の20、21ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費2項林業費2目の治山林道費196万円の補正をお願いするものでございます。説明欄で御説明させていただきますが、治山林道事業196万円ということで、重機借上料196万円をお願いするものでございますけれども、全協でも報告をさせていただきました。2月から4月にかけての降雪それから雨氷によりまして、林道でございまして、非常に枝折れ、倒木等の被害が大きかったということで、その除去作業が必要になったということでございまして、補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

委員長 次にそれでは、商工費。

ブランド推進室長 それでは、同じページの7款、お願いたします。商工費、5目の地域ブランド推進事業費をごらんください。地域ブランド推進事業21万2,000円をお願いするものでございますが、これは、本年2月に財政課のほうで募集いたしました塩尻ワイン債、この抽選にもれました県外の方に、塩尻地域ブランド構築のコミュニケーション戦略の一環として、塩尻ブランドの発信と本市にさらに興味を持っていただくため、塩尻産ワインを送ることになりました。内容につきましては、県外のワイン債の応募者が86人、当選者が10人で、落選された76人、この方に対しまして、コンコード、ナイヤガラワインを送るものであります。ちなみに居住地の最北は宮城県仙台市、最南は山口県の岩国市という形になっております。ワインにつきましては梱包、箱代込みで1,700円程度のものを1本送るものでありまして、その費用として13万6,000円、送料として7万6,000円をお願いするものでございます。以上です。

委員長 次、土木費。

交通担当課長 お願いたします。それでは、同じページをごらんください。8款土木費1項土木管理費2目の交通安全対策費の交通安全対策事業諸経費でございまして、備品購入費として104万円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、交通安全の教育の充実を図るために、現在、交通安全教室を実施しておりますが、その際使用しております交通教室用の信号機が、これは昭和49年に購入したものであります。老朽化が著しく、機能が低下してありまして、いつ故障してもおかしくない状況であります。今回、歳入で補正をお願いしてあります交通災害共済事業交付金を活用いたしまして、4基の信号機の購入費を計上させていただきます。以上よろしくお願いたします。

委員長 では委員から質疑を求めます。

中原巳年男委員 先ほどのブランド推進事業費、これ非常にいいことだと思うんで、ただこれにお礼文なり何をただつけて送るんじゃなくて、塩尻市の観光を、このパンフレットありましたよね、年間の、ああいうよ

うなものをせっかくなら入れてもらえば、去年のやっぱりワイナリーフェスタの時も、結構遠くの方も見えてましたんで、興味を持ってもらえると嬉しいですから、それを入れてもらえればと思いますのでよろしく願いいたします。

ブランド推進室長 そのお送りするワインの中にですね、箱の中にですね、桔梗ヶ原ワイン物語、それから塩尻の見聞録、それからワイナリーフェスタの現在までの暫定のチラシと言いますか、告知チラシですね、そういったものを同封いたしまして、塩尻においでいただくという形でもってお願いをしていきたいというふうに考えております。

丸山寿子委員 今の地域ブランドのところでお聞きしたしたいんですけど、一番北とそれから南についてどこっていう地名がさっき言われましたけれども、例えば東京ですとか関西のほうで、ある程度大きな商圏というか、そんなようなところは、比率的にこれから発送する中で、どんなぐあいになっていますか。

ブランド推進室長 先ほど私のほうから説明しました東北と中国の関係は、それぞれ1名でございます。関東圏が、東京都18人、群馬県17人等々を含めまして53人です。それから東海が、愛知県が7人ということで10人。近畿につきましては、大阪府、兵庫県、京都府を含めて11人という状況になっております。以上です。

丸山寿子委員 この発送はいつごろするというのでしょうか。

ブランド推進室長 予算をお認めいただけましたなら、7月中くらいには発送をしたいと。と申しますのは、ワイナリーフェスタの概略がまだしっかり、しっかりと申しますか、決まっておりません。これが決まった段階で、チラシ等を送付したいという形で考えております。以上です。

丸山寿子委員 ちなみに、市内のワイナリーをそれぞれバランスよく送るんですか。

ブランド推進室長 ナイヤガラとコンコードのワインを醸造しているところは市内5社です。老舗の4社と市農協という形で、ここをバランスよくやるという予定でおります。大体14本平均くらいで送るという形で考えております。

丸山寿子委員 予算が認められれば7月中にということだったんですけど、あわせてパンフレットのほかにも、市内のイベント等がわかるものも一緒に送っていただけるのかなというふうなことも思いますけれども、その辺のことも宣伝していただくようにと思います。

柴田博委員 交通安全対策事業諸経費ですけれども、財源のほうは、一般財源は減らして、交付金が596万1,000円出てて、その中で104万円使うってということなんですけれども、ほかにも何かやるわけですか。これしか使わないけど、それだけもらうということですか。

交通担当課長 この交付金につきましては、長野県民交通災害共済組合から、当組合の財政状況に応じて4、5年に1回なんですけれども交付されておりまして、ちなみに本市は平成17年に528万円ほどいただいております。今回、補正のほうでは、歳入で596万1,000円を補正をさせていただきましたが、これにつきましては、今回は信号機もそうですが、交通安全啓発事業とかそれから交通安全施設整備事業にも使用できますので、今回は信号機を補正させていただきますが、全体の中では、今建築課でやっておりますガードレールの設置工事とか、そういう部分にも充当できますので、今度の交付金実施要綱の中にはそれを盛り込んで実施しております。

中原輝明委員 この間の話だが、これはみんなに通用することだが、下の警備員な、副市長。警備員が外から

きた電話を受けるら、受けた時にな、市の職員が工事を発注してその看板の話だがさ、とんでもないところに立ててあっていけないという電話をしたらしいだ。そしたら警備員は、そんなものは業者だって、こういう言い方をしたっていうがさ。これはあれだよ、もうちょっと警備員は教育しなきゃだめだな。そうですか、私にはわからないでちょっと関係者に聞いてみるとかさ、そういう返事をしないと、これだけ言やわかるかと思うがさ、だれかわかる人はいる、わからないか、そんなこと言ったらいけないが。それじゃあもうちょっとはっきり言うわ。今、阿禮神社があるが、あれがいよいよ通行止めするずらに、規制を。その時の看板が歩道の真ん中に置いてあったって。で、警備員へ電話をしたら、そんなもんは業者だって、こういう。だで、警備員だってしっかり教育しなきゃだめだ。それと警備員のあの所在の人間が、どういう人があそこでやってるかっていうこと知ってる。みんな警備員の人仲間であらう回ししていやしねえ。次の人のことをさ、警備員が終われば市であの職員は選択しなきゃいけないでしょ、あの衆は仲間であらうだよ。ここに国鉄の衆はいるかい、いてもいなくてもいいが。そうやって回って歩いてるだ。だで、これはね、ピシャッとしなきゃだめだよ。どういうぐあいにするかしらんけど、いやあ、おれちょっと聞いてみる。うまくやらなきゃ。

副市長 そうですね、よくわかりました。電話対応、基本のことでございますので、今までも注意しておりますけれども、指導はしていきたいと思えます。それから警備員の採用につきましては、嘱託職員の募集ということで公募しまして、面接をして採用していておりますので、今後ともそういうぐあいにやっていきたいと思えますけれども、もし何かお気づきの点があれば、また御指導いただければと思えます。

中原輝明委員 よくわかった、それで。それは気をつけてよ、それだけ。

委員長 それでは、ほかに御意見ないようですので、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第12号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に移りますが、当委員会に付託された、一応議案は終わりましたが、続いて請願の審査を行います。少し、お呼びしますので、暫時。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

請願6月第2号 農業農村整備事業の推進に関する請願

委員長 当委員会に付託されました請願は1件であります。請願6月第1号について。

〔「2号」の声あり〕

委員長 済みません2号。もとへ、2号について審査を行います。2号については、農業農村整備事業の推進

に関する請願についてですが、事前に文書が配布されていますので、朗読を省略したいのですが、よろしいでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 ということで、省略します。

本日は、参考人として紹介議員の金子議員と土地改良区の、御出席いただいていますので、一応それぞれよろしく。一応、参加いただいた経緯につきましては、開かれた議会を目指している塩尻としましては、提出者のほうからそういう、ここに来て説明していただく、ほしいと、そういう要望がありましたので、私のほうから出席をいただいておりますので、御了解をお願いしたいと思います。そういうことで、それでは紹介議員の担当議員と参考人のほうからもし説明することがありましたら、お願いしたいと思います。補足と言うか、補足説明について。

紹介議員 では早速請願の趣旨のほうについて説明させていただきたいと思います。また、本日、参考人の笠原進塩尻東地区土地改良区副理事長、御出席でございますので、主な説明は参考人の笠原氏よりさせていただくということでよろしくお願いたします。本請願につきましてはお手元でございますとおり、これまでの農業農村整備事業に関して、予算等が国全体で、請願の中段でございますとおり、大幅に削減されたという部分、今後の塩尻市、農業等を考えていく上で、この事業に関しましてできる限りその設備更新等に予算等が必要であるということ、また現在進行中のこの農村事業に関する事業といたしまして、岩垂原地区の県営畑地帯総合整備事業や中信平二期農業整備事業など、現在塩尻市で進行中の事業等もございまして、したがって、今後の予算の確保をお願いするとともに、塩尻市においては農業の振興を含め、この請願を各関係機関へ提出いただきたいということでございます。以上ですが、あと笠原参考人に説明をお願いしたいと思います。

委員長 笠原さんのほうから何かありましたら、補足。

請願者 本日は大変御苦労さまでございます。平成22年6月9日付にて、塩原政治塩尻市議会議長さんより、塩尻東地区土地改良区理事長、平林今朝夫氏に、塩尻市議会経済建設委員会出席要請がまいりました。御案内のように、平林理事長、体調不良のため出席できせんので、かわりまして副理事長の笠原進に出席を求められておりますので、農業農村整備事業の推進に関する請願の趣旨と事項について、これから申し上げてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

請願要旨。平素農業農村整備事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。農業農村は、豊かな自然環境、美しい景観の保全などの多面的機能の発揮を通じて、国土を形成し、国民の日々の暮らしを支えてきました。さて、当地区では四季気温の変化や地形などの有利な条件を生かし、水田のみならず野菜、果樹など、多種多様な農業を営んでおります。県下でも有数の農業地帯を形成しております。また、その継続的發展を図るため、農業農村整備におきましては、社会共通資本である農地、水、農村環境の適切な保全、環境に配慮した生産基盤の整備、活力ある美しい村づくりなどを積極的に推進するとともに、生産性の向上等を目的とした圃場整備や農産物の生産に不可欠な農業用水の安定的な確保、供給する農業用排水をはじめとした農業用施設の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、当地区の農業用施設の多くは30年以上の経過の中で今後老朽化が進み、補修、更新を進めなければならない時期を迎えており、特に農業水利施設においては破損や漏水、各農業用施設の機能低下が著しい実態であります。

私ども土地改良区関係者に関しましては、この公共事業における農業農村整備事業予算ですが、平成22年度農業農村整備予算は、平成21年度5,772億200万円に対して、36.9%の2,129億3,900万円と大幅な削減となっております。塩尻市が描く自立した創造の田園都市構想にも影響を及ぼしかねません。農政は、今まで経験したことのない転換を迎えており、今年度のような農業農村整備事業予算の大幅な削減は、農業用施設の継続的な更新や計画整備に遅延を招き、これらの営農に支障をきたすことを危惧しております。

つきましては、財政事情等きわめて厳しい状況下であることは十分承知をしておりますが、農業農村整備事業は農業農村の維持発展並びに食料自給率の向上、さらに世代を超えた資産の維持形成を図る上で不可欠な社会的基盤の整備でありますので、当地区の農業農村整備の実態を御賢察いただき、別紙事項にて強く要請をいたします。

また、貴議会におかれましては、地方自治地法第99条の規定に基づき、意見書を政府関係機関に提出していただくとともに、請願の内容の実現に向けて強力に働きかけていただくことをお願いいたします。

つきまして、請願事項でございますが、一つ、農業用排水路や畑地かんがい施設の更新など、農業に直接かかわる生産基盤については、営農に支障が生じることのないよう計画的に整備促進を図るようお願いいたします。

2番、創設されました農山漁村地域整備交付金につきましては、農業・農村の持続的発展を図るため、その多くを農業農村整備事業へ活用され、積極的な事業展開を図るよう求めます。

3番目、地区内の農業農村整備の推進のため、諸施設の積極的な展開を図るとともに、そのために必要な予算の確保をするよう、国及び県に対して強く働きかけをお願いいたします。

4、農地、農業水利施設等の簡易な整備事業を、地域の要望に即応して着実に実施するようお願いしております。

以上申し上げます、請願事項の要旨としてお願いを申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、委員のほうから質問、意見等ありましたらお出しいただきたいと思いますが。

柴田博委員 項目の2つ目に書いてある、農山漁村地域整備交付金というやつについて、行政のほうからもし説明していただければ、どんな交付金なのか、わかたらお願いしたいと思います。

農林課長 農山漁村地域整備交付金でございますけれども、平成22年度に創設されたものでございます。これにつきましては、農山漁村地域の総合的な整備を進めるということで、農業、農村それから森林にかかわる部分、それから水産ですけれど、それぞれの分野で実施してきたもの、既存事業もありますけれども、それを抜本的に見直して、この農山漁村地域整備交付金ということに一本化したということでございます。その中では、農地農業用水等の農業・農村基盤の整備、それから森林の整備保全による森林の多面的機能の発揮、水産物の安定供給の確保、ということでございまして、計画を都道府県あるいは市町村が策定をする、それで目標を定めた中での計画をつくって、これに基づいて事業を実施するということなんですけれども、県においては、交付金を受けたものを自らの裁量で再配分ができるということとして、必要な事業に回せることができるということでございます。農業農村基盤整備事業に関しては、農業用の排水施設の整備、それから圃場整備、農地の防災、農業集落排水施設の整備等に活用ができるというものでございます。

永井泰仁委員 この請願の趣旨はよく理解できますが、今の農業は本当に高齢化してしまって後継者がいないという実態、それから今回の国の米の戸別補償につきましても、10アールが1万5,000円というような動

きというような話がありますが、早く言えば10ヘクタールやっても、あるいは10アールやっても、同じ戸別補償ということで、本来の大規模集約化で効率的にやっていくというこの戸別補償制度なんですが、全くそういうことが理解をされていないし、ただうたい文句は食料自給率を高めると、こういうことですが、私はどうもちょっとその、国の政策がちぐはくしているように思いますが、事務局サイドでは、本当に私は、やる気を持ってやっている農家も、そうでない農家も同じような戸別補償制度でおかしいような感じを持っているんですが、行政のほうとしてはどんな感触を持っていますか。

経済事業部長 今年度はモデル事業ということでやってまして、平成23年度から本格的にやるということで、私たちも今委員さんがおっしゃるような声を、いろいろな論評の中で聞いております。それから、ほかの自治体からも聞いておりますけれども、今年度いろいろやった中でそういう意見を吸い上げて、最終的な施策を進めていくということでございますので、そういう意味でもモデル事業期間であるということは一つ、最初にちょっと御了解をいただきたいということでございます。ただ、今おっしゃるような考え方でない方もおられますし、そういうことは平等にやるべきじゃないかということも当然おっしゃる方もおられます。今、委員さんがおっしゃるように大規模化をして、そういう人にだけお金を投入して日本の農業基礎をつくるべきではないかという、そういう議論の方もいるということでございますので、この辺は非常に議論のわかれるところであると思っておりますので、その辺につきましては、全国的な意見のまとめりとか、それも含めて、私たちは注視をしていくことしか当面はないのかなと。ただ、今現在私たちもやっておりますので、そういうことについて市の中で水田をやっております人の意見については、ことし順次お聞きして、それを県なり国のほうに上げていくと、そういうことをしていきたいと思っておりますので。

委員長 いいですか。

丸山寿子委員 確認ですが、本会議場で、紹介議員に質問が出されて、委員会までというようなことを紹介議員のほうでその場で答えていましたけれども、その辺のことについて伝えることがありましたらお願いします。

金子勝寿議員 大変失礼いたしました。本会議場で御質疑等、小野議員からございました、請願の2項の2番目ですね。創設されました農産漁村地域整備交付金については、農業・農村の持続的発展を図るため、その多くを農業農村整備事業に活用され、積極的な事業展開を図ること。この積極的とはどういうことか、といった御質問でございました。これは提出者のほうに御確認を申し上げました。実際に提出者の意図といたしましては、この積極的な事業展開とは、いわゆる地区等で、この場合は塩尻市の土地改良区等の地区を指すかと思いますが、地区等で危惧されております、農業用施設の老朽化による補修・更新などを行う農業を展開していく。そのために農村基盤整備事業の推進を行っていくということでございます。若干つけ加えさせていただきますと、先ほど課長から御説明があったとおり、この事業の採配に関しては県のほうで主にその用途等について権限を強く持っているという交付金になっておりますので、その面での積極的な展開で、いわゆるこの施設更新等に生かしていくような形にできればということで、文面では積極的な事業展開ということになっております。以上で説明を終わります。

委員長 いいですか。ほかに。それじゃあ、なければ一応これで質疑は終了します。ありますか。

事務局のほうで、他市等の関係等についてもあわせて、それじゃあここで説明します。

庶務係事務員 他市の状況ですけれども、陳情・請願として受理された市がほかに4市あります。採択が、うち

3市、審査前が1市です。以上です。

〔「市の名前」の声あり〕

庶務係事務員 採択されたのは、大町市、東御市、安曇野市、審査前の市が上田市になります。以上です。

委員長 4市中3市が採択ですね。それで、あと1市がこれから審査に入るという、そういうことですね。状況はそういうことですので。

それでは、この請願についてですが、皆さんのほうから特に、質疑は終わりましたが、採決についてですが、何も今のところ出ておりませんが、この際一応皆さんから御異議がなければ、採択か不採択かについてしたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。それでは採択について賛成の皆さんに挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

委員長 それでは全員一致をもちまして採択とされましたので、国、県についての案文については、事務局で一応用意してありますか。それでは一応お配りして。

今お配りしました案文ですが、一応、請願要旨と類似してる部分がありますので、朗読は省きたいと思いがいかがでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 それでは、そういうことで、一応このような案文で国、県のほうへ提出したいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柴田博委員 これ、県の名前がないけれど。

委員長 これ、あて先は県知事も含めるってことだね、これは、そういうことでお願ひしたいと思ひます。

中原輝明委員 やい課長、課長に聞くが、これ出しゃ、効果がうんとあるかや。それが聞きてえだ。効果があるかないか、それが問題だもんで。効果が出るようにやってもらわなきゃいけんぞ。

委員長 それは、ほかの請願、陳情も同じことだでな。会議についてはわかっていると思ひますので。

それでは、以上をもちまして請願の審査を終了といたします。

その他

委員長 市庁部局のほうから何かありますか。

経済事業部長 その他と言ひますが、実は、口蹄疫の関係につきまして、本会議の中でもちょっと最後、御質問も出たり、要望という形で出ました。今、県のほうでその対策をとって会議をやっておりますが、ちょっと資料を配らせていただきまして、概略だけ、当市のあれだけ御説明したいと思ひますので。

委員長 じゃあ、資料を配付いたしますので。

経済事業部長 時間を少しいただきたいと思ひます。

委員長 それでは課長のほうから。

農林課長 口蹄疫に関してでございますけれども、4月の10日でございますけれども、宮崎県で口蹄疫の発生ということで発表がございまして、その後、宮崎県内の中で5市6町ということで、昨日まででございますけれども、感染が拡大をしております。一部、えびの市については制限が解除されたというようなところもございまして、いまだに終息というところでは迎えていないということでございます。

口蹄疫に関しましては、家畜伝染病でございまして、家畜伝染病予防法に基づく防疫対策がとられております。で、この指揮に関しては、県が対策本部を設けまして、そのまた現地本部ということで直接の対応をしております。それから、国においては、中央の対策本部ということでございまして、副大臣が陣頭指揮に当たっているということでございます。そういう中で、現在までに19万9,246頭ということで、約20万頭でございますけれども、患畜それから擬似患畜ですけれども、処分が行われるということでございまして、9割くらいまで今処分がされてきているということでございます。

市内でも、実は、牛で17カ所、飼っている農家がございまして、総頭数は1,890頭でございます。豚については3カ所ということになりますけれども、2,193頭が飼われている状況でございまして、市内に入れば、かなりの大きな被害が予想されるということでございます。県では、口蹄疫の防疫対策連絡会議というのを5月の24日に開きまして、5月末には松本地域の口蹄疫の防疫対策会議が開催をされておまして、今後の方針についての取り扱いが示されております。

防疫対策につきましては、今皆さんのほうに、お手元に資料として配付させていただきましたけれども、発生状況による対応という部分がございます。この中では、風評被害等にも考慮して5段階で対応するというところでございます。一つは、宮崎県内のみでの発生、これは現在ということになりますけれども、その中では、消毒の徹底でございます。それから情報収集、それから関係機関への情報提供ということでございまして、この関係に関しては、塩尻市でもJA等との共同の中で対応をしているところでございます。

第二段階として、宮崎県以外の九州で発生をしたという場合の対応になります。この場合には、外来者の立ち入りを禁止するというので、敷地あるいは畜舎の入口でございまして、閉鎖をするということでございます。消毒の徹底もございまして、公共交通機関の消毒ということで、まつもと空港における旅客の靴底の消毒等も実施をするというような計画になっております。

それから、三段階目でございますけれども、本州で発生ということで、これは近隣県以外ということになりますけれども、その場合にございまして、さらに消毒の関係を徹底をするということで、進入路を含めた消石灰の散布、それから車への炭酸ソーダの散布ということでございまして、また、北海道の空港便ですけれども、これについても靴底の消毒等を徹底するというようになっております。

そのあと、近隣県で発生した場合。この場合には、進入通路に加えて畜舎全体でございまして、周辺に消毒の徹底をするということでございまして、自動車など交通網の消毒ということで、インターチェンジでございまして、高速からおりる車のタイヤの消毒等を実施をしていくということでございまして。それから、各県の皆さんが集まるというような、集合するような催しを中止をするということでございまして。

県内で発生したということになりますと、さらにそれ以上の対応ということになりますけれども、徹底をするということになります。その中には、風評被害対策というようなことで、一応この5段階の中で、今対応をしております、現在のところ宮崎県を出ておりませんので、飼養農家のいわゆる消毒の徹底、それから防疫体制の強化、情報の提供等を、現在ですけれども、しているところでございます。

それから、その裏でございまして、口蹄疫発生対応フローということで、県の対策本部、それから中央の対策本部、それから現地の対策本部、一番下には市町村ということでございまして、これにつきましては県でつくられる現地対策本部と相互に連携する中で、その対策本部の一手足となって主に防疫に従事するとい

うようなことになろうかと思っております。そういう中で、今現在でございますけれども、私どももできるだけ近づかないというのが原則だと思っております、そういうように指導もされておりますので、必要な情報提供を行うというようなこと、それから、JAあるいは飼っている農家の皆さんとの情報交換を実施をしております。

今後、宮崎県以外のところで発生するようになってまいりますと、私どもも県に準じたような対策本部を設置をしていくということで対応してまいりたいというふうに思っておりますけれども、現在まで飼養農家に対して頭数の把握、それから、実際にかかった場合には殺処分ということになりますけれども、焼却処分というのがなかなかできませんので、それを埋設するというので、その埋設する場所があるかどうかという確認をしております。すぐ近くにそういうものがないという農家が実際におりますので、その対応について今後詰めていくということになりますけれども、そのほかに、関係の農家の皆さんには、JAも含めてですけれども、既に消石灰等も配付をさせていただいております。全農等で主にはやっておりますけれども、市のほうでも消石灰を、全農から渡らない部分については対応させていただいているということでございます。

今後も、病対策等の徹底をしていきたいということと、情報等を見ながらでございますけれども、また御相談させていただいて対応していきたいというふうに思っておりますので、状況について御報告をさせていただきます。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。今、一応説明を受けましたが、そういう対策に取り組むところですので、御理解をお願いしたいと思っております。

それでは、以上で。部長のほうから。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 済みません、それでは、経済建設委員会に関係する案件につきまして審議する必要が出てきた場合がございますが、閉会中の継続審査についてお願いをしておきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいま、閉会中の継続審査の関係について申し出がありました、委員のほうは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ないということですので、議長のほうへ閉会中の継続審査の旨を伝えておきます。審査の結果の報告については、委員長に一任をお願いしたいと思います。

以上で、すべての議案が終わりましたので、理事者のほうからごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 どうも、慎重なご審議をいただきまして、それぞれの議案につきまして原案のとおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。駐車場の関係等を含めていろいろ御要望もございましたので、これらを今後の駐車場経営等を含めまして検討させていただきながら、また御相談申し上げたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、6月定例会経済建設委員会を終了といたします。大変御苦労さまでした。

午後0時01分 閉会

平成22年6月18日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 今井 英雄 印